

岡山県の糖尿病医療体制に求められる医療機能

	【総合管理 (かかりつけ医)】	【専門治療】	【慢性合併症治療】	【急性増悪時治療】
機能	合併症の発症を予防するための糖尿病治療の総合管理を行う	血糖コントロール不良例の治療を行う 糖尿病治療の総合管理を行う医療機関への協力、又は、糖尿病患者の治療方針の決定を行う	糖尿病の慢性合併症の治療を行う	急性合併症の治療を行う
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病の診断及び生活習慣の指導を実施すること ● 良好な血糖コントロールを目指した治療を実施すること ● 患者に対して必要により専門治療慢性合併症治療を行う医療機関への受診を促すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 血糖コントロール指標を改善するために、教育入院等の集中的な治療を実施すること ● 1型糖尿病や妊娠糖尿病・糖尿病合併症妊娠に対する専門的な治療を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病の慢性合併症の専門的な治療・検査・指導を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病昏睡時等急性合併症の治療を実施すること
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病ガイドラインに則した診療を行っていること※ ● 糖尿病の診断及び一般的な患者教育が可能であること ● 食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが実施可能であること ● メタボリックシンドローム や歯周病治療に関する連携・指導が可能であること ● 低血糖時及びシックデイの対応が可能であること ● 専門治療を行う医療機関、慢性合併症治療を行う医療機関及び急性増悪時治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ● 高齢者糖尿病の管理に関しては、在宅医療や訪問看護、介護サービス等を行う事業者等との連携が可能であること ● 糖尿病対策推進会議や糖尿病性腎症重症化予防プログラム等、保険者や関係団体等と連携した取組を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病診療ガイドラインに則した診療を行っていること※ ● 1型糖尿病に対する専門的な治療が可能であること ● 妊娠糖尿病・糖尿病合併症妊娠に対する専門的な治療が可能であること ● 糖尿病の総合管理を行う医療機関、慢性合併症治療を行う医療機関及び急性増悪時治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ● 高齢者糖尿病の管理に関しては、在宅医療や訪問看護、介護サービス等を行う事業者等との連携が可能であること ● 糖尿病対策推進会議や糖尿病性腎症重症化予防プログラム等、保険者や関係団体等と連携した取組を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病診療ガイドラインに則した診療を行っていること ● 食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが実施可能であること ● 糖尿病の慢性合併症(糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害、動脈硬化性疾患等)ついてそれぞれ、専門的な検査治療が実施可能であること(単一医療機関で全ての合併症治療が可能である必要はない) ● 糖尿病網膜症治療の場合、蛍光眼底造影検査、光凝固療法、硝子体出血・網膜剥離の手術等が実施可能であること ● 糖尿病腎症の場合、尿一般検査、尿中微量アルブミン量検査、腎生検、腎臓超音波検査、血液透析等が実施可能であること ● 糖尿病神経障害や足病変について専門的な検査・治療が実施可能であること ● 動脈硬化性疾患(冠動脈硬化症・脳血管障害・下肢閉塞性動脈硬化症)の診断と治療が可能であること ● 歯周病の場合、糖尿病診療の歯科治療に実績があり計画的な管理が可能であること ● 糖尿病の総合管理を行う医療機関、専門治療を行う医療機関及び急性増悪時治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること ● 外来栄養食事指導や外来療養指導、糖尿病透析予防指導等の指導を行える体制があること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病診療ガイドラインに則した診療を行っていること ● 糖尿病の昏睡等急性合併症の治療が24時間実施可能であること ● 糖尿病の総合管理を行う医療機関、専門治療を行う医療機関及び慢性合併症治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
備考	<p>※「糖尿病診療ガイドラインに則した診療を行っていること」に含まれる事柄 (● 外来栄養食事指導や外来療養指導等の指導を行える体制があること ● 高血圧症、脂質異常症の治療や禁煙指導等、包括的な危険因子の管理を行うこと ● 糖尿病の発症初期から定期的に慢性合併症の検査を行うとともに、継続的な眼科受診、歯科受診を促すこと ● 関連学会で整理された紹介基準等も踏まえて適切に専門医療機関を紹介すること ● 健診受診後の受診勧奨により医療機関を受診した対象者に対する適切な対応等、糖尿病の発症予防の取組と連携した医療を行うこと)</p>	<p>※「糖尿病診療ガイドラインに則した診療を行っていること」に含まれる事柄 (● 75gOGTT、HbA1c等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること ● 各専門職種チームによる食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療(心理問題を含む)が実施可能であること ● 定期的に慢性合併症の検査を行うとともに、継続的な眼科受診、歯科受診を促すこと)</p>		